

平成 27 年度横浜市家計相談支援事業業務委託 業務説明 参考資料

実施体制および実施方式についての注意事項

本事業の実施にあたっては、家計相談支援員、スーパーバイザー、統括責任者を配置すること。
なお、それぞれを兼務しても専任でも可とする。

- 1 家計相談支援員（以下「支援員」という）を各区担当制とし、原則として利用者に対し、同一人による継続相談を行うものとする。支援員は複数区の兼務を可とする。
- 2 支援員として、ファイナンシャルプランナー等の有資格者や家計管理に精通する者を選定すること。
- 3 スーパーバイザーは、ファイナンシャルプランナーの有資格者で、かつ実務経験がある者を選定し、支援員の指導・助言を行うこと。
- 4 統括責任者は、事業全体の統括、健康福祉局保護課との連絡調整、各種報告を適切に行うこと。
- 5 週に1日以上、各区の固定の相談日を設定し、区を訪問すること。